

杉浦 浩美 埼玉学園大学大学院准教授

再び「家族」がねらわれる！家庭教育支援法案と憲法24条

すぎうら ひろみ

立教大学大学院社会学研究科博士課程修了。博士（社会学）。専門は、労働とジェンダー、マタニティ・ハラスメント、家族社会学。

著書に、『働く女性とマタニティ・ハラスマント—「労働する身体」と「産む身体」を生きる』（大月書店、2009年、第30回山川菊栄賞受賞）、共著に『セクシュアリティの多様性と排除』（明石書店、2010年）、『多元的共生社会の構想』（現代書館、2014年）、『なぜ女性は仕事を辞めるのか』（青弓社、2015年）、『新版 排除と差別の社会学』（有斐閣、2016年）等がある。

2018年9月に行われる自民党総裁選の結果次第では、この秋の国会で再び「改憲」が大きな争点となる。朝日新聞、読売新聞など各紙は、安倍首相が8月12日に行われた地元・下関市の講演会で、自民党の改憲案を秋に予定される臨時国会に提出できるようとりまとめを加速すべきとの考えを表明したと伝えている。報道されているように、このまま安倍首相が3選を果たすとすれば「改憲」をめぐる動きは、これまで以上に具体性を伴ったものとなるだろう。一連の改憲議論でもっとも大きな争点とされてきたのは憲法9条であるが、本特集が取り上げる24条もまた、長く「改憲」のターゲットとされてきた。なぜ、24条なのか。改めて24条の条文を以下に掲げる。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

「家族関係における個人の尊厳と両性の本質的平等」を謳ったこの24条は、戦前の家父長制的な家族のあり方、すなわち「家」の維持のためにすべての権限が戸主に委ねられ、個人の権利や選択が奪われていた家制度への強烈な反省となっている。憲法学者の若尾典子氏は9条とともにこの24条も「世界の憲法史上初めての規定である」と指摘し、「近代の公私の暴力性」に対し9条と24条は「対をなして対抗理論を構成している」と高く評価する¹。戦争という公的な暴力の否定とともに、私的領域における家父長制的な暴力支配も否定されることになったのだ。

この24条の草案を作成したのが、ベアテ・シロタという当時22歳の若い女性であったという事実も、

今では広く知られるようになった。GHQの民政局員として草案作成に携わったベアテ氏は、東京音楽学校のピアノ教授だった父レオ・シロタ氏と母とともに、5歳からの10年間という多感な時期を日本で過ごしている。そこで、いっさいの法的権利をもたない女性たちの悲惨な状況や抑圧的な家族のあり方に疑問や違和感を抱きながら成長した。後に草案作成に携わることになった時、少女時代の日本での経験が強い信念と情熱となってベアテ氏を突き動かしていることを、ベアテ氏自身の証言や数々の資料、映像素材などから知ることができる²。GHQが示した草案の中でもこの24条に対して、日本政府は特に強い抵抗を示したとされ、激しい論争があったと記録されている。それが、結果として家制度を解体し、法的権利を持たなかつた女性たちの権利を保障することにつながるものだったからだろう。ベアテ氏の情熱がなければ、家長制も家制度も、存続していたかもしれないのだ。

だからこそと言うべきなのか、24条は「改憲」のターゲットであり続けてきた。国家にとって、管理の単位としての「家族」、さらに「国民」を育成する場である「家庭」は介入したい対象であり続けてきたからだ。近年、その具体的な動きとして浮上しているのが「家庭教育支援法案」である。2016年10月に自民党から素案が公表され、その後、修正が加えられながら成立が目指されているこの法案については、既に多くの論者からその問題点と危険性が指摘されている。「家庭教育を支援する」という一見、聞こえのいい表現のもとに何が行われようとしているのか、ぜひ、本誌の特集をきっかけに関心をもっていただきたい。

家庭教育への国家の介入について研究されてきた木村涼子氏は『家庭教育は誰のもの?』(岩波ブックレット)など、既に多くの場で問題提起をされている。本稿でも、国家が「家族」への管理統制を強めている現状と「のぞましい国民」の育成がどのように図られ

ようとしているのか鋭く指摘されている。哲学者の能川元一氏もまた、24条をめぐる「改憲」の動きについて多くの論稿を重ねられてきた。本稿では、24条改憲派の古典的論点（「縦の家族」「家族の相互扶助」「教育」）と新たな論点（「少子高齢化」「家族の多様化への抵抗」）を示されたうえで、改憲派の主張を支える右派のイデオロギーを明解に分析されている。憲法学者の清末愛砂氏も「家庭教育支援法案」について早くから論陣を張ってきたおひとりだ。本稿で清末氏が指摘されている「女性活躍推進政策と家庭教育支援の立法化の密接な関係」という論点は重要な指摘である。政府が理想的と考える、それゆえに保護や支援の対象とされる「家族」が極めて限定的であることが透けて見えてくる。ジェンダー研究者の海妻径子氏は、家庭教育支援法案の推進勢力である「親学」が、どのような性別観や論理構造をもって新しい世代をとりこんでいるのか詳細に分析されている。その戦略と広がりには改めて愕然とする。

少子化も、高齢化も、未婚化も、いじめも、貧困も、虐待も、DVも、「家族」をとりまくあらゆる問題がさまざまな支援を必要としていることは間違いない。だが、それらを「家庭教育」のせいにして特定の価値観を「教育」するための「支援」が求められているわけでは断じてない。ましてや、家族の多様性を否定して「特定の家族モデル」に押し込めたからといって、問題が解決するわけではない。そんな当たり前のことを、それでも改めて確認しなければならないほどの危機に瀕している現状をともに認識したい。■

《注》

- 1 若尾典子、2017、「第4章 自民党改憲草案二十四条の「ねらい」を問う」、本田由紀・伊藤公雄編著『国家がなぜ家族に干渉するのか』、青弓社、pp.121-154.
- 2 たとえば、書籍に『1945年のクリスマス—日本国憲法に「男女平等」を書いた女性の伝記』(柏書房、1995)等、映画に『ベアテの贈りもの』(監督・脚本:藤原智子、2004年製作)がある。